

栗原市クリーンセンターへの家庭ごみの直接搬入について

★ 搬入に際しての分別について

搬入される場合は、以下のとおり、事前に分別を行った上で搬入をお願いいたします。

品目によっては、栗原市クリーンセンターで処理できませんので、購入店や専門業者等へ処分を依頼してください。

● 搬入できるごみ

	分別の大分類	細分類	主な物の例	その他の留意点
搬入 で き る ご み	燃やせるごみ		生ごみ、紙くず、ゴム・革製品、カセットテープ・ビデオテープ、汚れた紙製容器包装及びプラスチック製容器包装、布、ビニール製品 など	生ごみは、水をよく切ってください。 長さが30cmを超えるものは、30cm以下に裁断してください。
	燃やせないごみ	燃やせないごみ	割れたビン、化粧品のビン、オイル・油・薬品が入っていたビン、スプレー缶、ライター、電球、ガラス類、陶磁器類、金属類、資源ごみ以外の空き缶 など	スプレー缶・ガス缶は、使い切った後、必ず穴を開けてください。
		使用済み電池	使用済み電池類	
		小型家電製品	電話機、携帯電話、オーディオプレーヤー、ノート型パソコン、USBメモリ、ゲーム機、電卓、家電付属品 など	各総合支所等に設置してある「小型家電回収BOX」に入れることもできます。
	粗大ごみ		掃除機、電子レンジ、布団、毛布、ストーブ・ヒーター、イス・座椅子、机、家具、じゅうたん・ござ、カーテン、自転車、ベット（スプリング入りは除く）、ソファ（スプリング入りは除く） など	「搬入できない品目」に規定しているものは除きます。

● 搬入できないごみ

	分別の大分類	細分類	主な物の例	その他の留意点
搬入 で き な い ご み	資源ごみ ※詳細は、栗原市発行「ごみの出し方」を参照してください。	新聞紙	新聞紙（広告・チラシを含む）	紙ひもでしばって、ごみ集積所に出してください。
		本・雑誌	本、雑誌、カタログ、教科書 など	
		ダンボール	ダンボール	紙ひもでしばって、ごみ集積所に出してください。 防水加工しているダンボールは、30cm四方以下に裁断して燃やせるごみとしてください。
		紙パック	内側が白色で1Lと500mLのもの	洗って切り開き、紙ひもでしばって、ごみ集積所に出してください。
		スチール缶	マークの表示がある飲料用及び缶詰め缶	中をすすいでごみ集積所に出してください。
		アルミ缶		
		ペットボトル	マークの表示がある飲料用及びしょうゆなどが入っていたもの	
生きビン	一升ビン（緑色・茶色）、ビールビン			

	分別の大分類	細分類	主な物の例	その他の留意点
搬入できないごみ	資源ごみ ※詳細は、栗原市発行「ごみの出し方」を参照してください。	その他のビン	生きビン以外の飲料用等のビン	中をすすいでごみ集積所に出してください。
		紙製容器包装容器	マークの表示がある台紙・トレイ、包装紙、紙袋、紙箱 など	汚れが取れないもの、中身が洗えないものは燃やせないごみとしてください。
		プラスチック製容器包装	マークの表示があるきれいなプラボトル、プラカップ、ビニール袋、トレイ、ペットボトル飲料のラベル など	
	処理困難物 ※処理困難物の処理には、処理業者が設定した処理費用が必要となります。	有害性のあるもの	劇薬、毒物、農薬 など	メーカー、販売店、専門業者にお問い合わせください。
		危険性のあるもの	火薬類、消火器、塗料、廃油 など	
		引火性のあるもの	プロパンガスボンベ など	
		栗原市クリーンセンターの設備能力上、処理が困難なもの	ピアノ、ソーラー温水器、電機温水器・ボイラー、FRP製品（浴槽など）、金庫、消火器、スプリング入りベット・マットレス・いす、アコーディオンカーテン、ボーリング球、物干し台（コンクリート部分）、漬け物石、バッテリー、スロットマシン・パチンコ台、うす・きね、畳 など	メーカー、販売店、専門業者、資源回収業者にお問い合わせください。
			自動車、自動二輪、原付等25cc以上の原動機を動力とする機械、それらの部品 など	
		家庭で使われた業務用機器、機材（農業用機械・器具、農業用ビニールハウス、業務用コピー機、業務用冷蔵庫・冷凍庫、業務用エアコン、陳列棚など）		
		その他、処理が困難であると市クリーンセンターが判断したもの		
産業廃棄物	廃棄物処理法で定められているもの	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄処理法で定められた20種類	産業廃棄物処理施設へ搬入ください。	
建築廃材	家屋・倉庫などのリフォームや解体で出るすべての建築廃材	木材、瓦、コンクリート片、タイル、ブロック、石膏ボード、断熱材（フェルト含む）、防水シート、壁紙、畳、サッシ、ピータイル など	専門業者等に処理を依頼ください。	
医療廃棄物	感染性廃棄物	注射器・注射針 など	交付された医療機関等にお問い合わせください。	
家電リサイクル法で定められているもの		エアコン、テレビ（ブラウン管式及び液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	購入した販売店または、買い替え時に販売店に依頼してください。もしくは、指定引取場所に搬入をお願いします。	
資源有効利用促進法で定められているもの		デスクトップ型パソコン本体、ディスプレイ（ブラウン管・液晶）、ディスプレイ一体型パソコン ※出荷時に同梱されていたキーボード、マウス、コード、スピーカー等の付属品も含まれます。（同時回収する場合に限ります。）	メーカーのリサイクル受付窓口へ回収の依頼をしてください。詳細は、（一社）パソコン3R推進協会に相談ください。	

● 持ち込める量に制限を設けている品目

対象物	数量	条件等
草、剪定枝など	燃やせるごみ指定袋（40L）位の大きさを10袋以内/1日 ※直接搬入の際は、指定袋でなくて構いません。 または、軽四輪貨物車の荷台部分、サイドパネルを大きく超えないこと（1台まで/1日） ※枝払いが必要です。	【袋で搬入する場合】 自らが居住する住居敷地内で発生したもので、①草むしり程度、②植木を剪定したものとし、長さ30cm未満・太さ1cm未満の状態にしたものに限る。 【軽四輪貨物車で搬入の場合】 自らが居住する住居敷地内で発生したもので、①草むしり程度、②植木を剪定したものとし、長さ1m未満・太さ5cm未満の状態にしたものに限る。 ※施設内では切断する作業場所はありませんので、基準以上の長さ・太さの状態の場合には受け入れできません。 自ら居住しない住宅地（借家・マンション・アパート等の所有者若しくは管理人も含む）・工場・会社・事業所・事務所・店舗・農地・果樹園・河川敷・道路・広場・公園・造成地（造成時を含む。）・借地等から排出されるもの、また、農作物の成果品及び根・茎・葉・花・つる等は、受け入れできません。 除草等の作業（運搬は自ら行う場合）もしくは、運搬（除草等の作業は自ら行う場合）または、その両方を業者等に委託した場合（その作業等を受託した者の搬入）は、受け入れできません。
日曜大工などで生じた木材	軽四輪貨物車の荷台部分、サイドパネルを超えないこと（1台まで/1日）	日曜大工などで、生じたもの（例：棚を作った時に生じた不要な木板等）で、長さ1m未満・厚さ5cm未満の状態にしたものに限る。 ※施設内では切断する作業場所はありませんので、基準以上の長さ・太さの状態の場合には受け入れできません。 家屋や納屋等の解体や改築（リフォーム等）をして不要になった木材は、建築廃材となりますので受け入れできません。
その他	一時多量に発生したもので、処理に支障が生ずると栗原市クリーンセンターが判断したもの。	

★注意事項

- ・ 栗原市以外で発生したごみは持ち込みできませんので、発生場所の自治体にご相談ください。
- ・ 市内からごみを直接搬入したと確認できるもの（運転免許証等）を用意してください。
- ・ 搬入車両は、施設内での取り回しの容易な車両（2トン車以下）で搬入ください。
- ・ 搬入作業及び荷下ろし作業は、搬入者が直接行ってください。
- ・ 事故防止の為、施設内の交通制限の遵守と、お子様が車両から降りないようにご注意ください。
- ・ 各処理施設において、ごみの内容により、係員が案内・指示をしますので従ってください。
- ・ 少量のごみにつきましては、ごみ集積所によるごみ収集をご利用ください。